

重要事項説明書(細江保育園)

保育の提供にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 運営主体

名 称	社会福祉法人 牧之原市社会福祉事業団
所 在 地	〒421-0422 静岡県牧之原市静波991番地1
電 話 番 号	0548-23-0084
代表者氏名	理事長 杉本 基久雄
設立年月日	令和3年2月17日
法人の沿革	令和3年2月 牧之原市立教育・保育施設の運営主体として、牧之原市が社会福祉法人牧之原市社会福祉事業団を設立 令和4年4月 菅山保育園・萩間保育園・勝間田保育園の受託経営開始 令和7年4月 細江保育園の受託経営開始
施設の目的・運営方針	当園は、次に掲げる運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。 ・保育の提供にあたっては、入園する乳児及び幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するように努めます。 ・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。 ・園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。 ・「静岡県児童福祉の設備及び運営の基準に関する条例」その他の関係法令を遵守し、事業を実施します。

2 保育園の概要

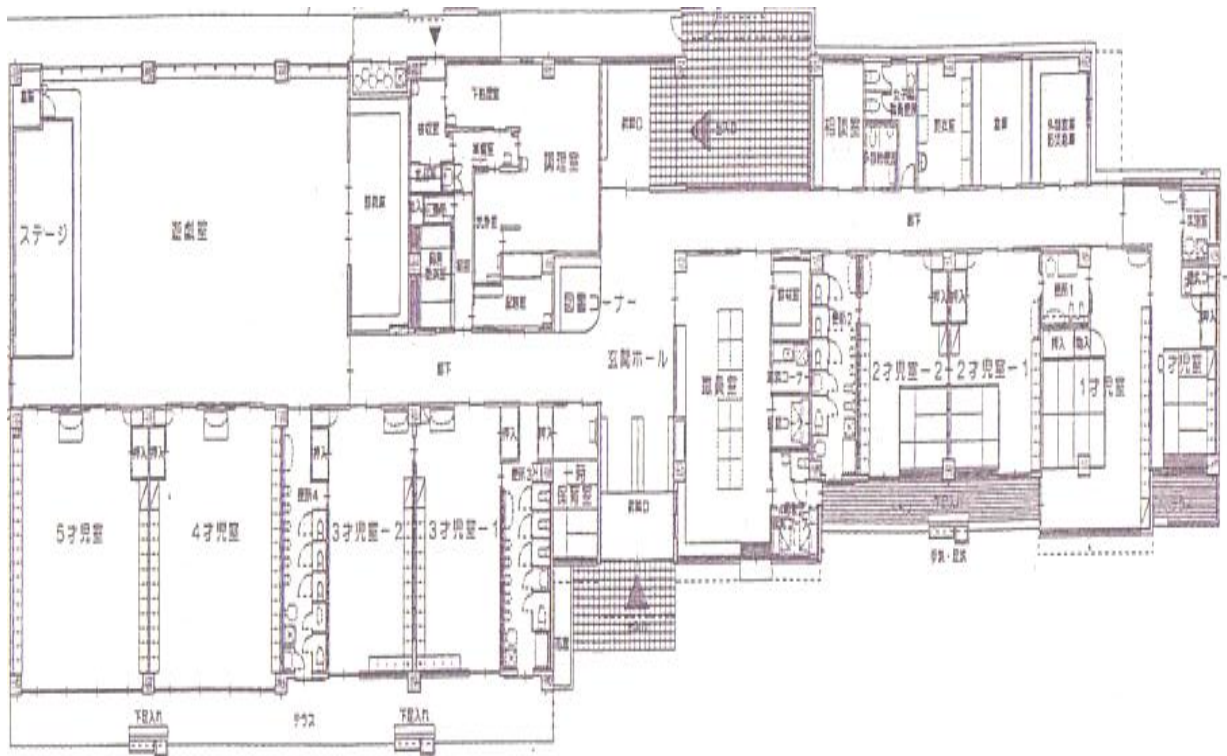
種 別	認可保育所						
名 称	細江保育園						
施設所在地	〒421-0421 静岡県牧之原市細江3364番地2						
施設長氏名	園長 横井 範子						
開設年月日	昭和56年4月1日						
連 絡 先	電話番号:0548-22-5263 FAX番号:0548-22-5270						
利用定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
	8人	15人	18人	19人	20人	20人	100人
当園の基本理念・方針	保育目標 「心豊かでたくましい子」 ～牧之原市の子どもたちが現在(いま)を未来(あす)をよりよく生きるために～ 保育重点目標 「丈夫なからだ・豊かな表現力・優しい心」を育てる 心身ともに健やかに育成されるよう乳幼児期の教育・保育を行うほか、保育所保育指針に掲げる目標が達成されるよう教育を行うことを目的とします。子ども一人一人を大切に、保護者からも信頼され、地域に愛される保育園を目指します。						

3 保育園の建物・設備等

(1) 施設の概要

敷地全体面積		4477.82 m ²		
建物構造		鉄骨コンクリート造		
建物延床面積		1185.22 m ²		
園庭面積		450.00 m ²		
施設設備の数	職員室	1室		
	保育室	8室	いちご組 りんご組、とまと組 ぱんだ組 つくし組 ばら組 すみれ組、ひまわり組	0歳児クラス 1歳児クラス 2歳児クラス 3歳児クラス 4歳児クラス 5歳児クラス
	一時預かり保育室	1室		
	病後児保育室	1室		
	調理室	1室		
	遊戯室(ホール)	1室		
	医務コーナー	1室		
	相談室	1室		

(2) 園舎平面図



4 職員体制について

職 名	員 数	備考
園長(施設長)	1 名	
主任保育士	1 名	
保育士	10 名以上	
栄養士	1 名	
給食管理員	2 名以上	
看護師	1 名	

◆上記表は、児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する基準及びその他関係法令等に基づく職員(基準職員)を配置しています。

5 保育園の開園日、開園時間及び休園日

提供する日(開園日)	月曜日から土曜日まで (ただし、土曜日は坂部保育園、勝間田保育園との合同保育とする)	
開園時間	月曜日～金曜日	午前7時15分～午後7時00分
	土曜日	午前7時15分～午後6時15分
保育提供時間	保育標準時間 (延長保育時間)	午前7時15分～午後6時15分(11時間) (夕:午後6時15分～午後7時00分)
	保育短時間 (延長保育時間)	午前8時15分～午後4時15分(8時間) (朝:7時15分～8時15分)(夕:4時15分～7時00分)
休業日	日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日 年未年始(12月29日～1月3日)	

※非常災害(地震や台風等)又は感染症等の発生などの重大かつ緊急を要する状況が生じた場合に休園することがあります。

6 利用料金及び支払い方法

項 目	金額	支払い方法
利用者負担 (月額保育料)	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担(保育料) ※幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳児クラス以上(2号認定) の利用者は利用者負担なし	口座振替
給食費	幼児主食費(月額) 600円 給食副食費(月額) (予定) 4,800円	保育所の職員に 直接お渡しくださ い
保険料	日本スポーツ振興センター(年額) 220円	
延長保育料 (保育短時間認定のみ)	一時的に日単位で延長保育を利用する 場合(30分につき) 300円	
一時預かり事業	4時間未満 1,050円	
	4時間以上8時間未満 2,100円 8時間以上 2,500円 給食費(おやつ代含む) 300円	
その他	保護者会費(年額) (予定) 4,800円	
	絵本代 学年ごと	

7 提供する保育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び当法人の基本理念に基づき以下に掲げる保育を提供します。

- (1) 特定教育・保育及び延長保育事業を5に記載する時間において保育を提供します。
- (2) やむを得ない理由により、保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は5に記載する時間の範囲内において保育を提供します。
- (3) 一時預かり事業の提供

下記の記載する時間において牧之原市内の未就園児に対し一時預かり事業を提供します。

一時預かり実施曜日	休園日を除く月曜日から金曜日まで
保育提供時間	午前8時15分から午後4時15分まで

8 年間行事予定表

行事月	主な保育行事
4月	入園のつどい、防犯教室
5月	新茶の会、夏野菜栽培、園外保育、尿検査
6月	運動会、芋のつるさし、内科検診、歯科検診、歯の健康教育
7月	プール開き、七夕のつどい、夏祭り、交通教室、花火教室
8月	プール納め
9月	園児引き渡し訓練
10月	さつま芋掘り、園外保育、内科検診、歯科検診
11月	みかん狩り、消防署による避難訓練、サッカー教室
12月	発表会、焼きいも会、クリスマス会、老人会との交流
1月	構音検査（4歳児）
2月	豆まき会、小学校1日入学
3月	園外保育、お別れ会、卒園式
その他	◎【毎月】身体測定、お誕生会、体操教室、避難訓練 ◎年齢ごとの保育参加会

9 園利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項について

利用者の決定	市が行う利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	<ul style="list-style-type: none"> ● 2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき(卒園も含む) ● 保護者から退園の申し出があったとき ● 利用継続が不可能であると市が認めたとき ● その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・重要事項説明書、個人情報保護に関することについて確認のうえ、同意書を提出していただきます。 ・当所をご利用いただく上でのその他の留意事項については、「入園のしおり」等をご確認ください。

10 給食等について

提供方法	自園にて調理
食事の提供を行う日	保育を実施する日は、基本的に食事の提供を行う月に一度程度お弁当の持参をお願いする(夏季を除く)
アレルギーの対応	アレルギーが疑われる場合、入園児又は必要となった時に、個別に園へご相談ください。医師が作成する生活管理指導票等に基づき当園で対応可能な場合は、除去食及び代替食にて対応します。
衛生管理	・職員は毎月保菌検査(検便)を行っています。 ・保健所による食品衛生監視指導の下、適切な衛生管理を行っています。

11 嘱託医

嘱託医	管 轄	石井内科皮膚科医院 (医師:石井 眞澄)
	所 在 地	牧之原市静波248
	電話番号	0548-22-0013
嘱託歯科医	管 轄	おおい歯科クリニック (歯科医師:大井 通)
	所 在 地	牧之原市細江6072-3
	電話番号	0548-22-1129

12 緊急時等における対応方法

対応方法	<p>◆児童に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに入園児の保護者又は医療機関(嘱託医を含む)への連絡を行う等の必要な措置を講じます。</p> <p>◆保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、しかるべき対応を行いますのでご了承ください。</p>	
救急・消防	管 轄	静岡市消防局 吉田消防署
	所 在 地	榛原郡吉田町住吉1386-5
	電話番号	0548-32-1141
警 察	管 轄	牧之原警察署
	所 在 地	牧之原市細江2737
	電話番号	0548-22-0110

13 非常災害対策

防 火 管 理 者	総括主任保育士			
消 防 計 画 届 出 年 月 日	静岡市消防局 吉田消防署 令和6年4月24日 届出済			
定 期 訓 練	<p>◆避難訓練、消火訓練:毎月1回以上実施。うち1回は消防署と合同訓練を行う。</p> <p>◆総合防災訓練(引取訓練を含む):毎年1回実施</p>			
防 火 設 備	・自動火災報知機	有	・誘導灯	有
	・ガス漏れ報知器	有	・非常警報装置	有
	・消火器	有	・カーテン、じゅうたん防戦処理	有
避 難 場 所	(1次) 園庭、(2次) 介護老人施設あじさい、(3次) ままやま公園			
緊急時の連絡手段	一斉メール、電話、ホームページでの情報提供			

14 相談・要望・苦情窓口等

当園における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

相談・苦情受付担当者	総括主任保育士	
相談・苦情解決責任者	園長 横井 範子	
第三者委員	氏名	(主任児童委員) 山本 朋代
	氏名	(細江地区民生委員) 小泉 一治

15 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険会社	日本スポーツ振興センター災害共済給付	全国私立保育園連盟 引受保険会社: 東京海上日動火災株式会
保険の内容	「災害共済給付制度」は、保育園の管理下(保育園での保育中及び登降園時)で、園児の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)が発生したときに、災害共済給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付)を行う制度です。この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度	園賠償責任保険 園児団体傷害保険
保険金額	医療費・障害見舞金・死亡見舞金が規定により給付	1事故につき、対人最大10億円、 対物最大1千万円

16 個人情報取り扱い

- ・当園では個人情報保護の関する基本方針を、「個人情報保護に関することについて」にて内容を確認して同意書を提出していただいています。
- ・特定教育・保育提供に当たって、当園の職員及び職員であった者は正当な理由がなくその業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を守ります。(秘密保持)。

17 虐待防止等の措置について

保育園には、虐待が疑われる場合、通告する義務があります。(児童虐待の防止等に関する法律第6条)

体制整備等	入園園児の虐待防止及び人権擁護等を図るために、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修その他の措置を講じます。
緊急時の対応	園児に不適切な養育の兆候が認められる場合その他必要な場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係法令等に従い、関係機関へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。

18 その他保護者に説明すべき事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
ICTシステムの導入	保育園では今後、お子様と園の連絡がスムーズに行えるようコドモアプリを導入していきます。

19 その他

当該重要事項説明書に定めるもののほか、入園、利用に当たっての詳細な留意事項等については、別途当園が作成する入園のしおり等において提示するものとします。